

告示

埼玉県告示第三百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

澤田ショッピングビル

埼玉県入間市下藤沢三百五十三番地一

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 七四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七四台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 六〇平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 七〇平方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十一時

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場一 午前八時三十分から午後十一時三十分

駐車場二 午前八時三十分から午後十時

（変更後）午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前六時から午後八時

（変更後）荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午前八時三十分

ハ 変更年月日

平成二十八年三月十九日外

二 届出年月日

平成二十八年二月二十九日

二 縦覧期間

平成二十八年三月十五日から平成二十八年七月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年三月十五日から平成二十八年七月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課